

建築基準法第12条に規定する定期調査及び検査の報告対象一覧（報告時期表）

【特定建築物】

用途	対象規模 ※1 (下記のいずれかに該当するもの)	報告 周期	報告年度							
			R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
			2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
学校(付属する体育館含む)	・3階以上の階(100㎡超) ・床面積 2,000㎡超	3年								
劇場、映画館又は演芸場	・3階以上の階にあるもの(100㎡超) ・客席の用途床面積 200㎡以上 ・主階が1階にないもの ・地階にあるもの(100㎡超) ・客席の床面積 300㎡超(国指定除く)	2年								
観覧場、公会堂又は集会場	・3階以上の階にあるもの(100㎡超) ・客席の用途床面積 200㎡以上 ・地階にあるもの(100㎡超) ・客席の床面積 300㎡超(国指定除く)	2年								
病院、有床診療所	・3階以上の階にあるもの(100㎡超) ・2階の床面積 300㎡以上 ・地階にあるもの(100㎡超) ・床面積 500㎡超(国指定を除く)	2年								
児童福祉施設等	・3階以上の階にあるもの(100㎡超) ・2階の床面積 300㎡以上 ・地階にあるもの(100㎡超) ※上記3項目は高齢者、障害者等の就寝の用に 供するものに限る ・床面積 500㎡超(国指定を除く)	2年								
百貨店、マーケット、展示場、物品販売業を営む店舗	・3階以上の階にあるもの(100㎡超) ・2階の床面積 500㎡以上 ・床面積 3,000㎡以上 ・地階にあるもの(100㎡超) ・床面積 1,500㎡超(国指定を除く)	2年								
ホテル、旅館	・3階以上の階にあるもの(100㎡超) ・2階の床面積 300㎡以上 ・地階にあるもの(100㎡超) ・床面積 500㎡超(国指定を除く)	2年								
1:博物館、美術館、図書館	・3階以上の階にあるもの(100㎡超) ・床面積 2,000㎡以上	3年								
2:体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、 水泳場、スポーツの練習場	・3階以上の階にあるもの(100㎡超) ・床面積 2,000㎡以上 ・床面積 2,000㎡超(国指定を除く)	3年								
キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、 遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店	・3階以上の階にあるもの(100㎡超) ・2階の床面積 500㎡以上 ・床面積 3,000㎡以上 ・地階にあるもの(100㎡超) ・床面積 500㎡超(国指定を除く) ・カフェ、待合を除く	2年								
下宿、共同住宅、寄宿舎 ※高齢者、障害者等の就寝の用に供するものに限る	・3階以上の階にあるもの(100㎡超) ・2階の床面積 300㎡以上 ・地階にあるもの(100㎡超)	2年								
事務所	・地階除く階数5以上かつ ・3階以上の床面積 1,000㎡超	3年								

※1 該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外

【建築設備等】

種別	細区分	対象	報告 周期	報告年度								
				R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
				2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	
昇降機	エレベーター	令129条の3第1項各号に該当するもの ※指定から除くもの ①住戸内昇降機 ②テーブルタイプ(扉の下端が床から50cm以上)の小荷物専用昇降機 ③労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定するもの(積載荷重1t以上)	1年									
	エスカレーター											
	小荷物専用昇降機											
	遊戯施設											
建築設備	換気設備	国、市指定の定期報告対象建築物に設置されたもの	1年									
	排煙設備											
	非常用の照明装置 (バッテリー内蔵型を除く)											
防火設備	防火扉(感知器等連動型)	・国指定の定期報告対象建築物に設置された防火設備 ・病院、有床診療所、高齢者・障害者等の就寝用途(床面積 200㎡以上)の防火設備(①を除く) ・市指定の定期報告対象建築物に設置された防火設備 ※(共通)指定から除くもの ①常時閉鎖式の防火設備 ②防火ダンパー ③外壁開口部の防火設備	1年									
	防火シャッター(感知器等連動型)											
	耐火クロススクリーン											
	ドレンチャーその他の水幕を形成するもの											